

よくある質問(免許証について)

1 申請先

- [Q1-1 免許申請はどこに申請すればいいですか](#)
- [Q1-2 遠隔地に住んでいる場合は郵送で沖縄労働局健康安全課に申請できますか](#)
- [Q1-3 住所地が県外の場合はどうしたらいいですか](#)
- [Q1-4 資格を証明する書類で申請が異なるのですか](#)

2 申請手続き

- [Q2-1 試験合格者の申請に必要なものは](#)
- [Q2-2 新規試験合格と再交付申請の同時申請はどうしたらいいですか](#)
- [Q2-3 再交付と書替の同時申請はどうしたらいいですか](#)
- [Q2-4 再交付申請に必要なものは\(紛失の場合\)](#)
- [Q2-5 再交付申請に必要なものは\(損傷の場合\)](#)

3 申請書記入方法

- [Q3-1 文字を書き損じましたがどうしたらいいですか](#)
- [Q3-2 鉛筆で記入してしまいましたが問題ないですか](#)
- [Q3-3 勤務先等連絡先は記入しなければなりませんか](#)
- [Q3-4 労働局長名と申請年月日はどのように記入したらいいですか](#)

4 写真

- [Q4-1 デジタルカメラで撮影した写真は使用できますか](#)
- [Q4-2 写真は何に使用されますか](#)

5 収入印紙

- [Q5-1 収入印紙はいくらの金額を貼ればいいですか](#)
- [Q5-2 収入印紙は沖縄労働局で販売していますか](#)
- [Q5-3 収入証紙又は登記印紙は使用できますか](#)
- [Q5-4 収入印紙を 1,600 円貼付けてしまいました申請はできますか](#)
- [Q5-5 収入印紙に割印をしてしまいました申請できますか](#)

6 氏名・本籍地・住所変更

- [Q6-1 氏名が変わりましたがどうしたらいいですか](#)
- [Q6-2 本籍地が変わりましたがどうしたらいいですか](#)
- [Q6-3 同一県内で本籍地が変わりましたがどうしたらいいですか](#)
- [Q6-4 免許試験合格通知書のハガキに記載されている住所が変わりました](#)
- [Q6-5 九州安全衛生技術センターで試験を受けた後、本籍地が変わりました](#)
- [Q6-6 免許試験合格通知書のハガキに記載されている住所が変わりました](#)

7 交付日数

- [Q7-1 東京労働局に申請してから交付まで何日かかりますか](#)
- [Q7-2 沖縄労働局に申請してから交付まで何日かかりますか](#)

[Q7-3 東京労働局に申請書を持って行けば即日交付をしてくれますか](#)

[Q7-4 沖縄労働局に申請書を持って行けば即日交付をしてくれますか](#)

8 本人確認

[Q8-1 免許試験合格通知書の手紙を持っていますが最寄りの労働基準監督署へ行き本人確認を受ける必要がありますか](#)

9 郵送方法

[Q9-1 東京労働局又は沖縄労働局へ免許申請等を行う場合、普通郵便で郵送していいですか](#)

[Q9-2 定型サイズの封筒に申請書を折り曲げて入れ郵送していいですか](#)

[Q9-3 複数人数分を一つの封筒に入れて郵送していいですか](#)

10 受取方法

[Q10-1 免許証を沖縄労働局の窓口に取りに行くことができますか](#)

[Q10-2 免許証を東京労働局の窓口に取りに行くことができますか](#)

[Q10-3 免許証を会社に送ってもらうことができますか](#)

[Q10-4 複数人数分の免許証を会社に一括で送ってもらうことはできますか](#)

11 窓口時間・場所

[Q11-1 沖縄労働局健康安全課の受付窓口は何時から何時までですか](#)

12 申請書用紙

[Q12-1 免許申請書はどこで手に入りますか](#)

[Q12-2 免許申請書を郵便で送ってもらうことができますか](#)

13 免許試験合格通知書

[Q13-1 免許試験合格通知書を紛失しましたがどうしたらいいですか](#)

14 所持免許証

[Q14-1 今回合格した免許のほかに、労働安全衛生法に関する免許を取得していますが、提出する
必要がありますか](#)

[Q14-2 所持免許申告欄提出はどんなときに必要ですか](#)

15 受験申請

[Q15-1 受験資格等、受験についての問い合わせ先は](#)

1 申請先

[よくある質問「1 申請先」に戻る](#)

Q1-1 免許申請はどこに申請すればいいですか？

A1-1 安全衛生技術センターから「免許試験合格通知書」を交付された方は、東京労働局免許証発行センターへ郵送で申請してください。(〒108-0014 東京都港区芝 5-35-1)

上記以外の免許申請は、沖縄労働局健康安全課に**本人**が直接窓口で申請してください。代理人等では申請できません。

(〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 3 階)
(Tel 098-866-4402)

Q1-2 遠隔地に住んでいる場合は郵送で沖縄労働局健康安全課に申請できますか？

A1-2 この場合は、最寄りの労働基準監督署で ***本人確認**を受けたのち、**本人**が沖縄労働局健康安全課に郵送してください。

(〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 3 階)

最寄りの労働基準監督署で本人確認を受けずに郵送された場合には、手続きできないので返送することになります。

- * 本人確認は、最寄りの労働基準監督署では、申請書の記載内容（住所・氏名・生年月日・本籍地等）、写真・収入印紙の貼付を確認し、申請書の写しに「本人・原本確認」のゴム印と確認者の押印をします。また、免許を受ける資格を証明する書類が必要な場合は、その写しにも原本確認します。

Q1-3 住所地が県外の場合はどうしたらいいですか？

A1-3 沖縄労働局健康安全課又は最寄りの労働基準監督署で ***本人確認**を受けた後、**本人**が住所地の都道府県労働局健康安全課に郵送してください。

- * 本人確認は、沖縄労働局健康安全課及び最寄りの労働基準監督署では、申請書の記載内容（住所・氏名・生年月日・本籍地等）、写真・収入印紙の貼付を確認し、申請書の写しに「本人・原本確認」のゴム印と確認者の押印をします。また、免許を受ける資格を証明する書類が必要な場合は、その写しにも原本確認します。

[よくある質問「1 申請先」に戻る](#)

Q1-4 資格を証明する書類で申請が異なるのですか？

A1-4 免許試験合格通知書であれば、東京労働局免許証センターへ申請
免許試験結果通知書であれば、***実技教習修了証**を添付し、沖縄労働局健康安全課へ申請

- * 実技教習修了証は、クレーン、移動式クレーン等の実技試験に代わるもので、学科試験合格後 1 年以内に受講し修了したものです。逆に、実技教習終了後 1 年以内に学科試験合格の場合もあります。

2 申請手続き

[よくある質問「2 申請手続き」に戻る](#)

Q2-1 試験合格者の申請に必要なものは

A2-1 ①申請書（写真1枚「横2.4cm×縦3.0cm」、収入印紙1,500円を貼付）、②合格通知のハガキ原本、③返信用封筒（*380円分の切手を貼付）

* 申請日（郵送等の場合は消印日）が平成26年3月18日以降の場合は392円分切手を返信用封筒に貼付してください。（厚生労働省ホームページへ）

Q2-2 新規試験合格と再交付申請の同時申請はどうしたらいいですか

A2-2 申請書は2件必要です。別々に申請書を作成し、収入印紙も写真もそれぞれの申請書に貼付してください。ただし、返信用封筒は（免許証が統合されているので）1枚で可

Q2-3 再交付と書替の同時申請はどうしたらいいですか

A2-3 申請書は1件でかまいません。申請書の申請区分は3（書替）を記入してください。

Q2-4 再交付申請に必要なものは（紛失の場合）

A2-4 ①申請書（写真1枚、収入印紙1,500円分を貼付）、②返信用封筒（*380円分の切手を貼付）、③減失届（労働局および各監督署窓口で配付）、④ *本人確認証明書

* 申請日（郵送等の場合は消印日）が平成26年3月18日以降の場合は392円分切手を返信用封筒に貼付してください。（厚生労働省ホームページへ）

* 本人確認証明書とは、申請書の①申請者氏名、②生年月日、③住所及び本籍地の欄に記入した事実を証する書面のことで、「自動車運転免許証」等の公的な書面のことです。なお、本籍地が県外に変更となった場合には「戸籍抄本」または本籍地が記載された「住民票」が必要です。

* 郵送で申請する場合は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局に本人が原本及び申請書（必要事項を記入し、写真も添付済みのもの）を持参し、本人確認を受けた申請書を送付してください。

[よくある質問「2 申請手続き」に戻る](#)

Q2-5 再交付申請に必要なものは（損傷の場合）

A2-5 ①申請書（写真1枚、収入印紙1,500円分を貼付）、②返信用封筒（*380円分の切手を貼付）、③損傷した免許証、④ *本人確認証明書

* 申請日（郵送等の場合は消印日）が平成26年3月18日以降の場合は392円分切手を返信用封筒に貼付してください。（厚生労働省ホームページへ）

* 本人確認証明書とは、申請書の①申請者氏名、②生年月日、③住所及び本籍地の欄に記入した事実を証する書面のことで、「自動車運転免許証」等の公的な書面のことです。なお、本籍地が県外に変更となった場合には「戸籍抄本」または本籍地が記載された「住民票」が必要です。

* 郵送で申請する場合は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局に本人が原本及び申請書（必要事項を記入し、写真も添付済みのもの）を持参し、本人確認を受けた申請書を送付してください。

3 申請書記入方法

[よくある質問「3 申請書記入方法」に戻る](#)

Q3-1 文字を書き損じましたがどうしたらいいですか

A3-1 文字の上に縦の一本線を引いた上で正しい文字を記入してください。なお、修正液等での訂正はできません。

Q3-2 鉛筆で記入してしまいましたが問題ないですか

A3-2 必ず黒いボールペンで記入してください。

Q3-3 勤務先等連絡先は記入しなければなりませんか

A3-3 記入をお願いします。携帯電話で結構ですので、昼間にご連絡が可能な連絡先を記入してください。

Q3-4 労働局長名と申請年月日はどのように記入したらいいですか

A3-4 東京労働局長に提出する場合は東京労働局長と、沖縄労働局長に提出する場合は沖縄労働局長と記入してください。また、年月日については提出する日(郵送する日)を記入してください。

[よくある質問「3 申請書記入方法」に戻る](#)

4 写真

[よくある質問「4 写真」に戻る](#)

Q4-1 デジタルカメラで撮影した写真は使用できますか

A4-1 デジタルカメラで撮影した写真でも使用できますが、品質に乱れがあるもの(画像処理がなされているものや不鮮明なもの)等は使用できません。

また、写真については、次の事項の規格どおり撮影し貼付してください。

- ・ 寸法は横 24mm×縦 30mm
- ・ 上三分身(胸から上)、脱帽、無背景
- ・ 申請前 6 か月以内に撮影したもの
- ・ 鮮明で変色の恐れのないもの

なお、次のような写真は撮り直しをお願いする場合があります。

- ・ 指定の寸法や規格を満たしていないもの
- ・ サングラスやヘアバンド等により顔の一部が隠れているもの
- ・ デジタル写真の品質に乱れがあるもの(画像処理がなされているものや不鮮明なもの)
- ・ 変色や傷があるもの
- ・ 写真専用紙以外の用紙に印刷したもの

Q4-2 写真は何に使用されますか

A4-2 免許証の写真に使用します。提出していただいた写真は返却いたしません。

5 収入印紙

[よくある質問「5 収入印紙」に戻る](#)

Q5-1 収入印紙はいくらの金額を貼ればいいですか

A5-1 収入印紙は合計額が 1,500 円になるように貼付してください。

Q5-2 収入印紙は沖縄労働局で販売していますか

A5-2 沖縄労働局の窓口では販売していませんので、郵便局等で購入してください。合同庁舎 1 号館 1 F の売店で収入印紙と切手を販売しています。また、隣におもろまち郵便局があります。

Q5-3 収入証紙又は登記印紙は使用できますか

A5-3 使用できません。

Q5-4 収入印紙を 1,600 円貼付けてしまいました申請はできますか

A5-4 申請はできます。ただし、超過した 100 円の収入印紙は返金できませんので、収入印

紙を貼付した辺りの余白に「超過した収入印紙 100 円については返金等請求いたしません。押印又は署名」を必ず記載してください。

Q5-5 収入印紙に割印をしてしまいました但申請できますか

A5-5 申請できません。割印をした収入印紙については、当該申請書を持ってお近くの税務署にご相談ください。

[よくある質問「5 収入印紙」に戻る](#)

6 氏名・本籍地・住所変更

[よくある質問「6 氏名・本籍地・住所変更」に戻る](#)

Q6-1 氏名が変わりましたがどうしたらいいですか

A6-1 書換申請を行ってください。(戸籍抄本が必要になります。)

Q6-2 本籍地が変わりましたがどうしたらいいですか

A6-2 本籍地の都道府県が変更になった場合には書換申請を行ってください。
(戸籍抄本または本籍地が記載された住民票が必要になります。)

Q6-3 同一県内で本籍地が変わりましたがどうしたらいいですか

A6-3 同一県内での本籍地の変更については手続きの必要はありません。

Q6-4 免許試験合格通知書のハガキに記載されている氏名が変わりましたがどうしたらいいですか

A6-4 戸籍抄本の添付が必要です。

Q6-5 受験申請後、本籍地が変わりましたがどうしたらいいですか

A6-5 変更した本籍地が記載されている以下の公的証明書のいずれか 1 通が必要となります。
・ 戸籍抄本
・ 本籍地が記載された住民票

Q6-6 受験申請後、住所が変わりましたがどうしたらいいですか

A6-6 変更した住所が記載されている以下の公的証明書いずれか 1 通が必要となります。
・ 住民票
・ 自動車運転免許証の写し

[よくある質問「6 氏名・本籍地・住所変更」に戻る](#)

7 交付日数

[よくある質問「7 交付日数」に戻る](#)

Q7-1 東京労働局に申請してから交付まで何日かかりますか?

A7-1 3 週間から 4 週間程度かかるようです。

Q7-2 沖縄労働局に申請してから交付まで何日かかりますか?

A7-2 免許証の交付手続きは東京労働局となりますので、3 週間~4 週間程度です。

Q7-3 東京労働局に申請書を持って行けば即日交付をしてくれますか?

A7-3 受付窓口はありません。また、即日交付はしていません。

Q7-4 沖縄労働局健康安全課に申請書を持って行けば即日交付をしてくれますか？

A7-4 免許証の発行手続きは、東京労働局となりますので即日交付はできません。

[よくある質問「7 交付日数」に戻る](#)

8 本人確認

[よくある質問「8 本人確認」に戻る](#)

Q8-1 免許試験合格通知書の手紙を持っていますが、沖縄労働局健康安全課又は最寄りの労働基準監督署へ行き本人確認を受ける必要がありますか？

A8-1 本人確認を受ける必要はありません。必要書類を揃えて東京労働局へ申請して下さい。

9 郵送方法

[よくある質問「9 郵送方法」に戻る](#)

Q9-1 東京労働局又は沖縄労働局健康安全課へ免許申請等を行う場合、普通郵便で郵送していいですか？

A9-1 郵送中の紛失又は誤送をふせぐために、必ず簡易書留での送付をお願いします。

Q9-2 定型サイズの封筒に申請書を折り曲げて入れて郵送していいですか？

A9-2 申請書は機械で処理しますのでできるだけ折り曲げないようにし、もし折り曲げる場合には、申請書の▶ ◀ 印のところを谷折りにしてください。

折れ曲がりにより、写真や文字、数字等の読み取りに不具合が生じた場合は再度申請書の提出を求めることもありますのでご注意ください。

Q9-3 複数人数分を一つの封筒に入れて郵送していいですか？

A9-3 会社等で複数人数分の申請書等をまとめて郵送する場合には、各申請書等が混ざらないように指定の封筒（東京労働局免許証発行センター宛での定形外の封筒）等に分けて入れた上で、さらに大きな封筒に入れて送付して下さい。なお、免許証送付用封筒は各申請者分を用意してください。免許証は各申請者あてに送られます。

10 受取方法

[よくある質問「10 受取方法」に戻る](#)

Q10-1 免許証を沖縄労働局の窓口に取りに行くことができますか？

A10-1 免許証の交付手続きは東京労働局からの郵送となりますので、沖縄労働局での窓口交付はできません。

Q10-2 免許証を東京労働局の窓口に取りに行くことができますか？

A10-2 東京労働局に受付窓口はありません。

Q10-3 免許証を会社に送ってもらうことができますか？

A10-3 会社で個人名にて受取りが可能であれば会社に送付いたします。

Q10-4 複数人数分の免許証を会社に一括で送ってもらうことはできますか？

A10-4 一括で送付できません。免許については、個人の申請に基づき交付を行っておりますので、必ず一つの申請につき一つの返信用封筒と切手が必要となります。

11 窓口時間・場所

[よくある質問「11 窓口時間・場所」に戻る](#)

Q11-1 沖縄労働局健康安全課の受付窓口は何時から何時までですか？

A11-1 8時30分から17時15分までで、昼休みは12時から13時までです。

12 申請書用紙

[よくある質問「12 申請書用紙」に戻る](#)

Q12-1 免許申請書はどこで手に入りますか？

A12-1 全国の労働局または労働基準監督署あるいは全国の安全衛生技術センターで入手できます。

また、厚生労働省のホームページからダウンロードもできます。ただし、申請書送付用封筒や返信用封筒は申請者自身で用意してください。

Q12-2 免許申請書を郵便で送ってもらうことができますか？

A12-2 送り先名を記入した返信用封筒（切手貼付）を同封して、沖縄労働局健康安全課へ送付いただければ可能です。その際、免許申請書一式を〇部希望というメモも同封してください。

13 免許試験合格通知書

[よくある質問「13 免許試験合格通知書」に戻る](#)

Q13-1 免許試験合格通知書を紛失しましたがどうしたらいいですか？

A13-1 試験を受けた安全衛生技術センターに再交付申請をしてください。

14 所持免許証

[よくある質問「14 所持免許証」に戻る](#)

Q14-1 今回合格した免許のほかに、労働安全衛生法に関する免許を取得していますが、提出する必要がありますか？

A14-1 必ず提出してください。もしその免許証を紛失または、免許取得後に氏名、本籍を変更している場合は別途申請が必要となります。

Q14-2 所持免許申告欄の提出はどんなときに必要ですか？

A14-2 新規試験合格者で、昭和63年10月以前に発行された二つ折りタイプの免許証を所持している場合や、その免許証を複数所持しそれを統合する場合に添付してください。

15 受験申請

[よくある質問の「15 受験申請」に戻る](#)

Q15-1 受験資格等、受験についての問い合わせ先は？

A15-1 九州安全衛生技術センターにお問い合わせください。

<http://www.kyushu.exam.or.jp/>